



★本事業は、『福岡県』の補助事業を久留米市が窓口として執り行うものです。  
★事業の実施時期について、希望どおりにいかない可能性があります。

## 1. 高収益事業とは

### I 事業の目的

本市園芸農業の持続的な発展を図るために、先進技術の導入や、省力機械・施設等の生産条件の整備を進め、収益性が高く活力ある園芸産地を育成する。

### II 事業の内容

**全体の要件** \*詳細は次ページの“◎要件及び注意事項”参照

- ① 「地域水田農業ビジョン」または「産地強化計画」で振興されている作物であること。
- ② 産地の拡大や生産量の増大、及び生産の省力化などの経営改善が図られること。
- ③ 受益地が農振農用地（青地）であること。

### ▽ 事業の種類▽

**重点品目産地強化対策**・・・補助対象）パイプハウス、播種機、堆肥散布機など（★）  
⇒各地域が重点的に振興する品目の産地強化に必要な生産及び流通施設等の整備に対する支援。

**雇用型経営推進対策**・・・・補助対象）★に加えトラクター（概ね80ps以上）など  
⇒雇用労力を活用し、一定規模以上の経営面積を実現するために必要な生産及び流通施設等の整備に対する支援。

- 要件：①雇用労力が概ね年間2,000時間以上となること  
（現状でクリアしている場合は、2,000時間追加）  
②作付面積が県平均作付面積（別添参照）の1.5倍以上となること  
（現状でクリアしている場合は、0.5倍追加）

**中山間地対策**・・・・・・・補助対象）★と同じ（果樹棚栽培施設、雨よけハウスなど）  
⇒中山間地域の特性を活かした園芸農業の振興に必要な生産及び流通施設等の整備に対する支援。  
注）久留米市における中山間地域は田主丸の水縄地区のみ。

**省エネルギー化推進対策**・・・補助対象）循環扇、自動換気施設、ウォーターケテリなど  
⇒燃料削減などの省エネルギー化を進めるために必要な生産施設等の整備に対する支援。  
要件：施設及び機械導入により、燃油使用量、または、燃油使用量の原油換算が10%以上削減できる見込みであること。

**6次産業化推進対策**・・・・補助対象）加工用機械（建物）、冷蔵・冷凍施設など  
⇒6次産業化の取組みに必要な生産及び流通施設等の整備に対する支援。

**夏期の高温対策**・・・・・・・補助対象）遮光ネットのみ  
⇒施設園芸における高温期の栽培環境の改善を図るために必要な資材の導入支援。  
要件：①事業実施の前年度に高温により被害を受けた品目であること  
②夏期の高温の影響が出る期間の収量が概ね10%以上増加すること

**施設長寿命化対策**・・・補助対象) 法定耐用年数を超過したハウス等

⇒法定耐用年数を超過したハウスや果樹棚等の改修・補強等に対する支援。

要件：①法定耐用年数を超過したハウス等であること。

②整備後7年以上営農が継続されると見込まれること。

③ハウスと一体的に整備する場合のみ、条件付きで被覆（ビニール）、附属施設も補助対象となります。

【経費にかかる条件】

■ハウスの改修・補強と被覆（ビニール）の張替えを行う場合

$\text{ハウス骨材費} + \text{ハウス工事費} > \text{被覆（ビニール）材料費} + \text{被覆工事費}$

■ハウスの改修・補強と被覆（ビニール）の張替えと附属施設の導入を行う場合

$\text{ハウス骨材費} + \text{ハウス工事費} + \text{被覆（ビニール）材料費} + \text{被覆工事費} > \text{附属施設費}$

④被覆（ビニール）のみ、(※) 附属施設のみ改修は対象外です。

(※) ただし、法定耐用年数を超過し、かつ、手動から自動制御に変える場合のみ、ハウスの改修如何にかかわらず単独で導入できる。(自動制御の給水・防除・換気施設の新たな整備)

⑤認定新規就農者も対象となります。

⑥本事業により改修・補強等を行った施設は、今後補助対象とはなりません。

**果樹緊急対策**・・・補助対象) 果樹棚、防除機、灌水施設など

⇒TPP 対策として、各地域が重点的に振興する果樹品目の産地強化に必要な生産施設等の整備に対する支援。

要件：事業実施年度から起算して、過去5年以内に改植または新植を行った園地を受益地を含むこと。

**スマート園芸農業推進対策**・・・補助対象) 遠隔監視・自動環境制御システムなど（下表参照）

⇒労働時間削減や労働負担軽減・生産性向上に効果のあるICT、AI等の先進的技術の導入支援。

| 施設等区分         | 対象機械名  |
|---------------|--|
| 附属施設          | 環境制御機器<br>(遠隔で操作する機能を有するもの)                      |
|               | 環境測定機器<br>(温湿度などのデータ集積機能および遠隔監視機能を有するもの)         |
|               | 統合環境制御装置<br>(環境データを基に複数の機器を遠隔または自動で操作する機能を有するもの) |
| 高性能省力<br>機械施設 | 自動除草ロボット<br>(完全自動またはリモートコントロールで操作する機能を有するもの)     |
|               | 電動剪定ハサミ  |
|               | 全自動花き選別ロボット結束機                                   |

**Ⅲ 事業主体**

農業協同組合、営農集団（3戸以上）、認定農業者、ほか。

※「施設長寿命化対策」のみ認定新規就農者も対象となる。

IV 補助率 ※市補助率は全て税抜事業費の1/20以内 県費は下表の補助率以内

| 対策名          | 営農集団等                          | 認定農業者    |
|--------------|--------------------------------|----------|
| 重点品目産地強化対策   | 1/2又は1/3                       | 1/3      |
| 雇用型経営推進対策    | 1/2                            |          |
| 中山間地対策       | 1/2又は1/3                       | 1/2又は1/3 |
| 省エネルギー化推進対策  | 1/2                            | 1/3      |
| 6次産業化推進対策    | 1/2                            | 1/3      |
| 夏期の高温対策      | 1/3                            |          |
| 施設長寿命化対策     | 1/2又は1/3<br>(認定新規就農者：1/2又は1/3) |          |
| スマート園芸農業推進対策 | 1/2                            |          |

※市補助金は、事業実施主体が「久留米市所在」である場合のみ充当する。

## 2. 事業への参画

### I 要望調査

例年9月上旬に次年度事業についての要望調査を行っています。事業実施を希望する方は、以下の資料を8月中に準備し、提出していただく必要があります。

▽8月中に準備していただくもの

- ①見積書・・・1社
- ②施設・機械等のカタログ
- ③受益地の確認ができる資料（受益地の地番など）

▽提出先（6ページ参照）

### ◎要件及び注意事項

- ①個人で事業実施の場合、その個人が計画承認申請段階で『認定農業者』であること。
- ②営農集団で事業実施の場合、構成員の内最低1名が『認定農業者』であることに加え、他の構成員についても3年以内に認定農業者になることが見込まれる者であること。
- ③「施設長寿命化対策」においては、『新規認定就農者』も対象とする。
- ④受益地が農振農用地（青地）であること。
- ⑤「機械」場合、その機械を格納する『格納庫』が必要となります。
- ⑥事業費税抜50万円以上。  
※上限）個人：4,000万円、集団：12,000万円まで
- ⑦営農集団における受益農家ごとの上限事業費は税抜4,000万円とする。
- ⑧ハウスの建て替え、機械の買い替え等の“更新”はできません。
- ⑨着工の時期について、県の事業採択や事業進捗状況等により希望どおりいかない可能性があります。
- ⑩業者への支払いについては、補助金交付後速やかに一括で支払うこと（補助金の交付時期は、例年1月中旬または3月下旬）。
- ⑪3月末までに事業（業者への支払いまで）が完了すること。

### 3. スケジュール

#### 1) 要望調査

内容：次年度の事業実施に係る要望調査

時期：9月上旬

提出物：①見積り1社 ②カタログ・函面等 ③受益地が確認できる資料

※①～③までを8月中に準備する必要があります。



#### 2) 県からの内報

内容：事業の要望について県が承認するもの

時期：翌年度4～5月以降



#### 3) 計画協議・計画承認申請

内容：事業の具体的な計画について、県と協議を行うもの

時期：内報後速やかに（県の提出締切あり）

提出物：①計画承認申請書 ②規模決定書 ③見積書2社 ④カタログ・函面等



#### 4) 県からの計画承認・内示

内容：事業の具体的な計画について、県が承認するもの

時期：計画協議終了後

#### 交付決定前着手届

内容：交付決定前に事業着手するための届出

時期：内示日と同日付

準備物：①交付決定前着手届(早期着手の理由)

補助金の交付決定前に着手（入札・契約・着工）する必要がある場合に提出。

交付決定前着手届を提出した場合...  
施設（請負契約）の競争入札  
機械（売買契約）の競争見積



#### 5) 交付申請

内容：補助金の交付申請

時期：7月中旬頃（年度により変わる場合があります）

提出物：①補助金交付申請書 ②実施設計書



#### 6) 県からの交付決定

内容：補助金の交付決定

時期：補助金の交付申請から約1ヵ月程度



交付決定前着手届を出した場合は、状況に応じて5)～9)の順番が入れ替わります。

7) **着手報告**

内容：着手(契約)について県に報告するもの

時期：着手(契約)から1週間以内

提出物：①着手報告書 ②入札書3社または見積書3社 ③契約書 ④工事着工届  
⑤工事工程表 ⑥議事録等

★ **変更交付申請**

内容：入札により事業費の減額が生じた場合等に必要

提出物：①承認申請書(補助金の減額申請など) ②変更実施設計書

8) **しゅん工確認(検査)**

内容：県と市による事業のしゅん工確認

時期：事業のしゅん工後10日以内

提出物：①施設の場合は、事業名及び補助金額を明示した看板、機械の場合は、機  
械本体への事業名を印字したもの

9) **しゅん工報告**

内容：事業しゅん工の報告

提出物：①しゅん工報告書 ②しゅん工写真と工事写真 ③出来高設計書 ④工事完了  
届(施設) ⑤引渡書(施設) ⑥納品書(機械)

10) **概算払い**

内容：市へ補助金の請求を行うもの

提出物：①概算払い請求書 ②通帳の写し

※「1月中旬」もしくは「3月下旬」に一括支払いとなります。

※「1月中旬」支払いは11月末までにしゅん工報告まで終了し、書類がす  
べて揃っている場合に可能となります。

※補助事業専用の通帳を作成してください。(利子の付かない口座)



**交付申請と同じ印鑑を使用し  
事業完了後速やかに準備を!**

11) **支払い**

内容：業者への支払い

時期：補助金入金後 《必ず3月末日までに!》

※補助金入金後、速やかに一括で支払いをしてください。

※振込手数料等については事業主体が負担してください。

12) **実績報告**

内容：事業の実績報告

時期：3月末までに

提出物：①実績報告書 ②請求書、領収証、通帳の写し

13) **成果報告**

内容：成果(該当品目の面積、収量、粗収益及び農業所得)の報告

時期：事業実施から3ヵ年 毎年6月10日までに提出

## 4. 提出・お問合せ窓口

- 旧久留米地区
- ◆久留米市農政部生産流通課  
住所) 久留米市城南町15-3 (市役所15F)  
TEL) 0942-30-9164
  - ◆JAくるめ園芸流通課 (旧久留米地区内)  
TEL) 0942-41-8905
  - ◆JA東部支店 (善導寺・山川・山本・草野・大橋)  
TEL) 0942-47-1191
  - ◆JA北部支店 (宮ノ陣、小森野・東櫛原・合川)  
TEL) 0942-34-1362
  - ◆JA南部支店 (高良内・御井・上津・国分)  
TEL) 0942-22-1382
  - ◆JA西部支店 (荒木・大善寺・安武・鳥飼・長門石)  
TEL) 0942-26-7196
- 田主丸地区
- ◆田主丸総合支所産業振興課  
住所) 久留米市田主丸町田主丸459-11 (総合支所1F)  
TEL) 0943-72-2110
  - ◆JAにじ 営農部  
TEL) 0943-75-4200
- 北野地区
- ◆北野総合支所産業振興課  
住所) 久留米市北野町今山564-2 (総合支所西別館2F)  
TEL) 0942-78-3569
  - ◆JAみい  
TEL) 0942-72-3583
- 三潞地区
- ◆三潞総合支所産業振興課  
住所) 久留米市三潞町玉満2779-1 (総合支所1F)  
TEL) 0942-64-2315
  - ◆JAみづま  
TEL) 0942-64-2211
- 城島地区
- ◆城島総合支所産業振興課  
住所) 久留米市城島町櫛津743-2 (総合支所2F)  
TEL) 0942-62-2115
  - ◆JA福岡大城 営農企画課  
TEL) 0944-32-1316

## 別添

雇用型経営推進対策における対象品目の県平均面積

| 作物名 | 品目名                    | 県平均面積<br>(a/戸) |
|-----|------------------------|----------------|
| 野 菜 | いちご                    | 20             |
|     | きゅうり                   | 25             |
|     | トマト                    | 30             |
|     | なす                     | 25             |
|     | 青ねぎ                    | 60             |
|     | 軟弱野菜<br>(小松菜・水菜・サラダ菜等) | 50             |
|     | アスパラガス                 | 15             |
|     | 玉レタス                   | 85             |
|     | リーフレタス                 | 155            |
|     | ブロッコリー                 | 95             |
|     | キャベツ                   | 165            |
| 果 樹 | かき                     | 75             |
|     | かんきつ                   | 95             |
|     | なし                     | 75             |
|     | キウイフルーツ                | 30             |
|     | ぶどう                    | 35             |
|     | いちじく                   | 15             |
| 花き  | 施設ギク                   | 延べ 60          |
|     | シクラメン                  | 22             |
| 茶   | 茶                      | 65             |